

## 「神奈川県知事に係る建設業許可の取扱いについて」の一部改正の概要

### 1 改正理由

令和3年1月1日に「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」が施行され、建設業法施行規則において建設業の許可申請等に当たり押印を求めていた手続きについて、押印を不要とする改正が行われた。このことにより、国土交通大臣許可に係る事務取扱である「建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）」においても本省令改正に基づく改正及び所要の改正が行われたことから、これに準じた改正を行う。

### 2 「神奈川県知事に係る建設業許可の取扱いについて」の改正概要

【第5条及び第6条関係】 【第17条の2関係】等

- ・ 申請書等様式の記載において、申請者の押印は不要とする。
- ・ 代理人による申請等についても申請者に加えその者の氏名を併記することとし、押印は不要とする。（委任状の添付は必要）

【その他】

所要の改正（令和2年9月30日改正の軽微な訂正等）

### 3 施行期日

令和4年4月1日